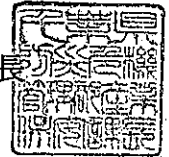




産保第946号
令和2年8月6日

一般社団法人千葉県LPガス協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について（通知）

日頃から本県の高圧ガス保安行政の推進及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御理解・御協力を賜りお礼申し上げます。

県では、県内や近隣都県の新型コロナウイルス感染者数が増加していることから、県民や事業者に向けて、別添 報道発表資料のとおり、感染拡大防止の徹底について、これまでの協力要請に加え、特措法第24条第9項に基づき、新たに協力要請することを決定しましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該協力要請の内容について、貴協会会員の皆様への速やかな周知に御協力いただきますようお願いいたします。

事業者の皆さまには、引き続き、取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により県民への積極的な公表に努めてくださるよう重ねてお願いいたします。

また、この度、県作成のチェックリストについて、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」がデザインされたリストを作成しましたので、必要に応じて御活用ください。

引き続き、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

産業保安課保安対策室

TEL 043-223-2736

令和2年8月4日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部
TEL 043-223-2630

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

新型コロナウイルス感染症の県内や近隣都県の感染者数が急激に増加しており、これまでより多くの入院病床の確保を、医療機関に依頼しているところです。

医療機関の負担も大きくなっており、地域医療の提供体制の維持のためにも、感染者数の増加を何としても抑える必要があります。

この状況を踏まえ、県民や事業者の皆さまへ、感染拡大防止に関するこれまでのお願いに加え、特措法第24条第9項に基づき、新たな協力を要請するとともに、特に注意していただきたいことをまとめました。

自分の命、大切な人の命を守るとともに、感染拡大の防止と、社会経済活動の維持の両立のため、一層の御理解・御協力をお願いします。

※ 下線は新たにお問い合わせする事項です。

○ 県民の皆さまへ

- ・ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく **感染防止対策が徹底されていない施設等への外出を控えてください。**
特に、**接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店、カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認するとともに、感染拡大防止のため、責任と自覚を持って利用してください。**
- ・ カラオケの利用による感染拡大が発生しています。カラオケ利用の際は、歌唱中もマスクやフェイスシールドの着用をお願いします。
- ・ **マスクを着用せずに会話すること、大声で会話することは、できる限り避けてください。**
- ・ **ご高齢の方は重症化のリスクが高くなっています。自分が感染しない、周りの方に感染させないように、感染リスクの高い場所への外出は自粛してください。**
- ・ 日頃、同居していない方同士での**おおむね5、6名以上での多人数での会食は、時間帯や場所を問わず、自粛してください。**また、食事中以外、特に会話を楽しむ際には、マスクの着用に努めてください。

○ 事業者の皆さまへ

- ・ 「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。
特に、**酒類を提供する飲食店については、「3つの密」の回避、換気など、取組の徹底をお願いします。**
- ・ 令和2年8月8日0時から、感染拡大予防ガイドライン等に基づく**対策が徹底されていない接待を伴う飲食店・カラオケ店***の休業を要請します。
- ・ 飲食店の事業者の皆様は、ガイドラインを実践し、テーブルは、飛沫感染予防のために**パーティションで区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように工夫してください。**

※ カラオケ店：カラオケ機器を設置し、客がその機器を利用し、歌唱する場を提供する店舗

「チーバくん」の入ったチェックリストのデータ提供について

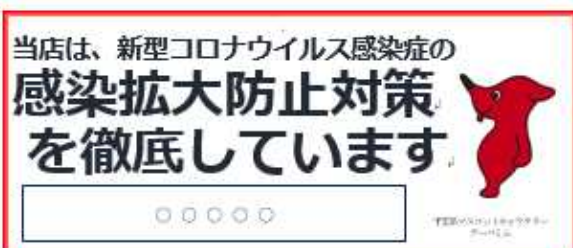
事業者の皆さまには、取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、取組状況の県民への公表に努めてくださるようお願いしています。

市町村、業界団体や商店街においては、ガイドライン遵守していることを示すステッカー等を作成するなど、対策を徹底している店舗等を県民にわかりやすく公表できるよう、事業者の皆さまを支援していただいております、引き続き取組の継続をお願いします。

なお、この度、県作成のチェックリストについて、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」がデザインされたリストを作成しましたので、利用を希望される場合は以下の URL からダウンロードしてください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

＊「チーバくん」がデザインされたチェックリスト



感染拡大防止対策チェックリスト

1. 人と人との距離の確保（できるだけ2メートルを確保）

- ☐ 入店（入居）時や、乗車・待合場所等において、人と人との十分な距離を確保する。
- ☐ 状況に応じて、入店時等の制限や時間を設け、密閉空間での人と人との十分な距離を確保する。
- ☐ 「3つの密」を伴わないような対策を行う。
- ☐ 「密集がある場所」十分な距離の確保を確保する。
- ☐ 人と人が対面する場所に、パーティションやビニールカーテンなどを設ける。

2. 密閉空間・入店時等の感染防止対策の徹底

- ☐ 仕事先について、出勤前に検温し、発熱等状態がある場合は自宅待機とするなど体調管理を行う。
- ☐ 仕事先のマスク着用、手洗い等を徹底する。
- ☐ 入店時等に対して、発熱等状態がある者の入店制限、手洗いやマスク着用などの要請を行う。
- ☐ 手洗いの消毒設備を設置する。
- ☐ エコノミーや密閉空間に気を配る。
- ☐ 必要に応じて、換気や消毒を行う。

3. 密閉空間の衛生管理・換気の徹底

- ☐ ドアノブ、電灯、テーブル、机足等、密閉空間・換気設備を定期的に消毒する。
- ☐ 換気口の口、換気扇のドア等、2方向以上の空気は取り入れるなど、密閉に気を配る。
- ☐ トイレは定期的に消毒する。
- ☐ キャッシュレス決済を導入、又は現金払い時にコイントレイを使用する。

4. 関係者のガイドラインを遵守している。

（関係者のガイドラインが策定されていない場合は、関係者のガイドラインを策定し、関係者に周知している。）

このデザインのチェックリストの掲示等にあたり、県への届出は不要ですが、使用者の責任において、感染防止対策を徹底することが条件です。

職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。

また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。

業種別のガイドライン
(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>